

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 2 日

関係団体 御中

こども家庭庁成育局保育政策課

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に向けた周知について

日頃より、教育・保育行政の推進については格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、こども家庭庁支援局総務課こども性暴力防止法施行準備室より、別添通知のとおり事業者等向けに周知用資料を作成し、各都道府県知事及び指定都市市長宛てに周知がなされたので、御了知いただくとともに、貴団体におかれても、本資料を傘下の事業者に対して幅広く周知いただくようお願いします。